

新市立病院整備に係る市民説明会のご意見・質問概要

会場：船場生涯学習センター 多目的室

令和6年5月19日（日）午前10時開催

※ホームページでの公表に際し、当日の発言のままではなく表現や内容を整理・精査しています。ご了承ください。

No.	ご意見・質問内容	回答内容
1	現市立病院は見た目はそれほど古くないよう感じるが、老朽化しているのか。	現市立病院は築40年以上経過しています。外観では目立たないかもしれません、建物内部や機械設備等は老朽化が著しく進んでいる状態です。
2	新市立病院予定地周辺は傾斜があるが、新市立病院にアクセスしやすいように整備されるのか。	新病院の予定地は、南から北に向かって傾斜しています。箕面船場阪大前駅から徒歩で向かう歩道は南側（傾斜の高い方）に接続し、車やバスは北側（傾斜の低い方）の道路からの接続が想定されます。いずれの経路で来院されたとしてもアクセスしやすいよう、設計を進めていくことになります。
3	ライフプラザ構想は今回の新市立病院の整備はどう関連しているのか。	ライフプラザ構想は、保健・福祉と医療の拠点を”面”として一体的に整備する考え方ですが、そこからすでに30年以上が経過しています。今では、福祉・医療が様々な形で連携する地域包括ケアシステムを構築する考え方になっており、また、様々な技術革新が生まれる中で、必ずしも近距離になければ連携できないということはありません。新市立病院とライフプラザの距離が離れたとしてもこれまでどおり連携をしていくことに変わりはありません。
4	新市立病院の長期的な保全計画などは検討しているか。	保全計画については検討していませんが、まずは新市立病院の設計の中で、施設の維持管理のしやすさ等を十分に検討していきます。
5	指定管理者の病院経営が厳しくなった場合はどうなるのか。医療の質は維持できるのか。	原則として、指定管理者による運営で赤字が発生した場合でも市から補填をすることはありません。あくまでも指定管理者が民間の経営ノウハウを活かしてしっかりと運営していくことが基本になります。
6	指定管理者の収益が減少した場合、何かしらの対策が必要になると思われる。そうなれば人件費を削減するのではないか。退職者が増えた場合、病院機能が低下する可能性があるが、市としてどう対応する予定か。	収益が減少した場合の経営改善の手立ては、人件費の削減だけではありません。収入を増やす努力や人件費以外のコストを見直すなど、トータルとして健全な経営ができるかを検討し、経営改善を図るものだと思います。なお、収益に関わらず政策的医療は確実に提供することが基本になるので、医療サービスの低下はないものと考えています。
7	指定管理は実質民営化ではないか。	病院の運営は協和会が行うことになりますが、公立病院であることに変わりありません。公立病院として提供すべき不採算医療については、市が財政負担を行い、その他の部分については指定管理者の経営ノウハウを活かして運営していくことになります。
8	前回のタウンミーティングでは分娩は実施しないと聞いていたが市の方針として分娩を行う方針に決まったということか。	タウンミーティングの時点では、働き方改革の影響により医師の派遣先が集約される見通しがあったため、指定管理者を公募する上で、分娩を必須とすることはできないとご説明させていただきました。その後、指定管理者が医療法人協和会に決定し、公立病院としてやはり分娩は継続するべきだという協和会の強い思いもあり、継続する方向で調整を進めているところです。
9	入院時の全室個室について、7割は無料、3割は有料とのことだが、現在の病院の有料個室と比較して料金が高くなるのか低くなるか、現状の料金で継続されるのか。	新市立病院の個室料金は現時点では未定です。なお、個室料金などの利用料金は、指定管理者が勝手に決められるものではなく、市が承認した額となります。
10	建設費については、当初の計画からかなり跳ね上がっている。市民の税金による整備なので、移転建替えにより建設費が高くなるのであれば、現状の病院を残しながら整備したほうが良いように思う。	材料費やエネルギーコスト等の急激な高騰により整備費は確かに上昇していますが、国、指定管理者、市の負担割合は説明のとおりで変わりません。今回は、設計施工を一括発注するデザインビル方式での整備なので、その予算内に収まるように設計・施工を進めることが基本となります。
11	新市立病院の整備に関して、市には不信感を持っている。市が市立病院を独立採算を強いて繰入れをしなくなったため経営が厳しくなったことが、今回の新市立病院の整備方針につながっているのではないか。	市立病院の経営状況としては、平成25年度に一度黒字転換をして以降は赤字が続いている状態です。地方公営企業法では、独立採算での運営が基本と定められています。経営改革プランを策定し、市からの繰入れを受けずに運営してきましたが、赤字を改善することができなかつたという経緯があります。しかし、新市立病院の整備方針（再編統合、指定管理）は、市単独で移転建替えした病院では持続可能な医療提供ができないという課題への対応から導き出されたものです。

※ホームページでの公表に際し、当日の発言のままではなく表現や内容を整理・精査しています。ご了承ください。

No.	ご意見・質問内容	回答内容
12	現市立病院は老朽化が著しく、外観ではわからない配管類が劣化していると説明があり、以前には劣化部分の写真も見たことがあるが、写真を撮れるということは維持管理ができるはず。なのにそれを改善せずに老朽化していると言えるのか。	あくまでも写真撮影が可能な箇所を撮影しているのであって、見えない部分でも同様に老朽化は進んでいます。開院して43年が経過しますが、24時間稼働させ続けなければならない設備の改修はできません。改修すらできない箇所での老朽化は深刻な状況です。
13	現市立病院に入院した際に、医師や看護師に意見を聞いたが、老朽化が進んでいるとは思わず、他の病院と比較しても維持管理されている認識だった。	他の自治体の公立病院は建て替えが進んでおり、箕面市立病院は府内の公立病院としては最も古い病院となっています。
14	新市立病院敷地周辺には断層帯があると言われている。免震構造で整備することだったが、断層の付近では免震構造は有効ではない。そういった立地を避けることが最善の選択肢である。それにも関わらず、移転場所が議決された。	平成30年に実施した地盤調査の結果では、新病院の予定地の直下に活断層がないことや、建物をしっかりと支えることができる支持層があることも確認できています。また、昨年度から今年度にかけて、さらに詳細な地盤調査を実施しています。新病院の予定地は、想定される断層位置からは一定離れていますので、免震構造を備えた建物には大きく影響しないと考えています。
15	今後を展望して新市立病院は390床の病床数が必要とのことだが、吹田市の協和会病院が廃院になる。医療圏全体として病床数が変わると、診療体制が変わるものではないか。	豊能二次医療圏は病床過剰地域となっており、増床ができず病床数を削減しなければならない地域とされています。一方、大阪府が機能別病床の必要数を毎年見直していますが、急性期病床は不足となっています。箕面市内の救急については60%超が市外の病院へ搬送されており、また、医療圏全体としても、救急体制を強化するべきとの意見がありました。このことから、今回の新市立病院の病床数が決定されたものです。回復期リハビリテーションについては、圏域内の民間病院と連携して行うこととなっています。
16	指定管理にすることで市の負担が軽減されるという説明だが、指定管理の収益は全て指定管理者の利益になる。市内の指定管理の他施設の事例から考えて、指定管理者の経営が不安定であったり、市民への負担を強いるものなので、指定管理への移行については見直してほしい。	指定管理者制度は、国が出す公立病院の経営強化に係るガイドラインの中でも、持続可能な病院運営や経営の効率化の手法として位置づけられている制度です。市も、市立病院の開設者としての責務を負った上で、指定管理者制度を導入します。将来の医療需要に応え、持続可能な医療提供体制を確保するための再編統合、指定管理者制度ですのでご理解ください。
17	回復期リハビリテーション病床を設けずに、豊能二次医療圏の民間病院と連携をするという説明だったが、今年度から介護やリハビリに対して介護報酬は下げられるはずなのに、その中で民間病院の積極的な連携を受けられるのか不信である。	回復期リハビリテーションの報酬は診療報酬なので、介護報酬とは別のものです。
18	豊能二次医療圏内の回復期リハビリテーション関係の協議記録、経緯が分かる資料が見たい。	保健所や大阪府が主催している会議であるため、大阪府のホームページをご確認ください。
19	市内で指定管理が増えることにより、建設や維持管理、病院経営等のノウハウが箕面市から無くなっていくと思う。市立病院も築43年で蓄積してきた職員のノウハウがあると思うが、市が指定管理費のみを支払い、運営を全て指定管理に任せることの信頼できるのか、市民にとっても不安があると思う。	病院運営については、指定管理者のノウハウを活かして行っていただきます。一方で、市が市立病院の開設者であることに変わりはなく、指定管理になったとしても、市立病院の運営に対して包括的な責任を持つことになります。そのため、市長の附属機関として指定管理者評価委員会を設置し、その中で民間病院の経営者や公認会計士、弁護士等の専門家の視点から評価いただき、市としても病院運営のチェック機能を保持していくこととしています。
20	病院では、医師と看護師が連携して診療する。高度な医療を実現するためにも看護師を含む職員への支援制度は非常に重要であると思う。	指定管理の開始、新病院の開院に向け、新たに採用する看護師・助産師を対象にした就職支度金・生活支援金制度を創設しました。また、現市立病院の職員についても、協和会に就職した場合、5年間現給保障されます。
21	指定管理移行後、個室料金は値上がりするのか、現在のままなのか、見通しが知りたい。市民の負担が増えることも想定しておいたほうが良いのか。	現市立病院、新市立病院の個室料金については、今後協和会と協議していきますが、協和会が勝手に決められるものではなく、市長が承認する額となります。

※ホームページでの公表に際し、当日の発言のままではなく表現や内容を整理・精査しています。ご了承ください。

No.	ご意見・質問内容	回答内容
22	建設費が高騰しているとのこと。設計期間中にさらに上昇する可能性は十分考えられるが、その場合は市民からの税金でカバーする考え方。	市場の動向や物価上昇等の不測の事態が生じれば、金額の変更が必要になる可能性もありますが、基本的には予算の中に収まるよう進めていくことになります。なお、新市立病院の整備事業は市の財政運営基本条例の特定事業に位置づけられ、その費用は主にモーターボートレース事業の収益金で賄うこととなっています。